

# 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成24年 4月 1日 制定

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号並びに定款第16条及び第33条の規定に基づき、公益財団法人給水工事技術振興財団（以下「本財団」という。）の役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外のものをいう。
- (4) 報酬等とは、報酬及びその他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、勤務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員等の職務執行の対価として、報酬等を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は年俸とする。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、別に定める役員退職手当規程に基づき退職金を支給することができる。

## (報酬の額の決定)

第4条 役員等に支給する報酬の額は、別表に定める額とする。

## (通勤手当)

第5条 通勤手当の額は一般職給与法に基づく通勤手当に準じて支給する。

## (旅費)

第6条 役員及び評議員には、役職員旅費規程により旅費を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、算出した交通費が3,000円未満の場合は、3,000円とする。

## (報酬の支給及び支給方法)

第7条 報酬の支給及び支給方法並びに所得税、社会保険料等の控除については、別に定める財団職員給与規程に準ずる。

(月中途で就任又は退職した場合の報酬)

第8条 月の初日以外の日において新たに就任した役員の就任当月分の報酬及び月の末日以外の日において退職した役員に退職当月分の報酬を支給する場合は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人給水工事技術振興財団の設立の登記があった日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月13日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、評議員会の議決の日から施行し、改正後の役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の規定は、平成30年1月1日から適用する。

別 表

1. 常勤役員

専務理事の年俸は12,000,000円以内とする。

2. 非常勤役員等

(1) 非常勤理事長は年俸とし、勤務実態により評議員会の議決を得て決定する。

(2) その他の非常勤役員等

手当額は、次のとおりとする。

① 理事会・評議員会等

1回 15,000円

② 監事監査

会計監査 1回 50,000円

業務監査 1回 15,000円